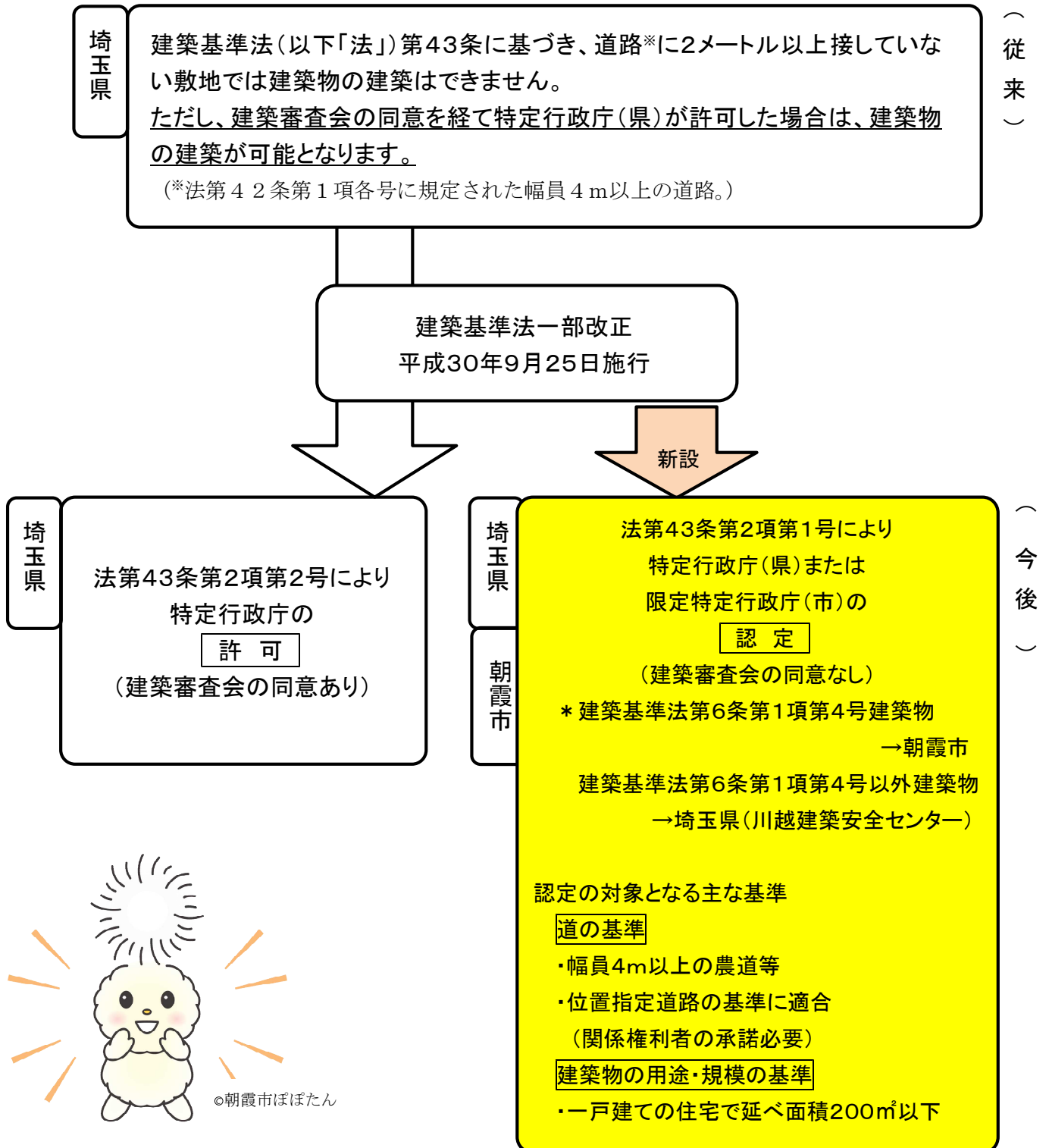


朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例(H30年度)に関するデータ

朝霞市では、建築基準法の改正に伴い、新たな認定事務を行うため手数料を定めました。



【内容】

- ・朝霞市における新たな認定事務にかかる手数料額は、27,000円(埼玉県と同額)となります。
- ・今回の改正により、建築審査会の同意が不要となり、申請者にとって手続の簡素化が図られます。